

平成 15 年 12 月 9 日
長崎県警察本部訓令第29号
最終改正 平成28年 3 月22日

長崎県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 所属長等の責務（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 警察職員分限審査委員会（第 5 条－第 7 条）
- 第 4 章 審査手続等（第 8 条－第16条）
- 第 5 章 分限処分の手続（第17条－第20条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年長崎県条例第43号）及び警察職員の休職の基準に関する条例（昭和30年長崎県条例第 8 号）に定めるもののほか、職員の分限の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第 4 号）第 2 章第 1 節の分課に規定する課等の長、警察学校長及び警察署長をいう。
- (2) 職員 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する長崎県警察の職員（条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。
- (3) 分限処分 法第28条第 1 項若しくは第 2 項又は警察職員の休職の基準に関する条例第 2 条の規定に基づき、職員をその意に反して、降任し、免職し、又は休職する処分をいう。
- (4) 分限手続 分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

第 2 章 所属長等の責務

（所属長の責務）

第 3 条 所属長は、所属職員が法第28条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び同条第 2 項各号並びに警察職員の休職の基準に関する条例第 2 条に規定する事由（以下「分限対象事由」という。）の規定のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実を調査しなけ

なければならない。この場合において、分限手続に付する必要があると認めるときは、別記様式第1号の分限処分申立書に次の各号に掲げる書類を添えて、その旨を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して、本部長に申し立てなければならない。

(1) 分限処分を申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）の上申書又は陳述書。

ただし、被申立者が上申書の提出及び陳述を拒んだとき又は所在不明その他やむを得ない事由があり被申立者の上申書若しくは陳述書が得られないときは、所属長作成の事実調査書

(2) 関係者の上申書又は陳述書

(3) 投書、申告等に係るものについては、これらの関係書類

(4) 別記様式第2号の身上調査書

(5) 調査した事実が法第28条第1項第2号又は同条第2項第1号の規定に該当すると認めるときは、本部長の指定する医師2名の診断書又はその事実を証明し、若しくは認定するに足りる書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な証拠

（警務課長等の責務）

第4条 前条の規定は、警務課長の責務について準用する。この場合において、同条中「所属長」とあるのは「警務課長」と、「所属職員」とあるのは「職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 首席監察官は、職員が分限対象事由のいずれかに該当し、当該職員を分限手続に付する必要があると認めるときは、警務課長に通報するものとする。

第3章 警察職員分限審査委員会

（委員会の設置）

第5条 職員の分限に関する審査を行うため、警察本部に警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長が会務を総括するものとする。

2 委員長には、警務部長をもって充てる。

3 委員には、各部長（警務部長を除く。）、首席監察官及び警務課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、第3項に規定する者以外の者を委員に指名することができる。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

第4章 審査手続等

(審査の下命)

第8条 本部長は、第3条又は第4条の規定による申立てを受けた場合において、分限手続に付する必要があると認めるときは、委員会に対し当該事案の審査を命ずるものとする。ただし、法第28条第2項第2号に定める休職（以下「起訴休職」という。）を行う必要があると認めるときは、審査手続等を省略し、直ちに分限処分の手続に移行することができるものとする。

(審査の通知)

第9条 委員長は、前条の規定により委員会に審査を命ぜられたときは、速やかに、その旨を別記様式第3号の分限審査通知書により、被申立者に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときは、この限りではない。

(審査の方法)

第10条 委員会の審査は、書面審査とする。ただし、被申立者が口頭審査を要求した場合は、この限りではない。

2 委員会は、委員長及び委員を合わせて過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の決定は、審査を行った委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

4 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

5 第4条の規定により、警務課長から本部長への申立てがあつた場合には、警務課長を議決委員数に加えないものとする。

(口頭審査の要求)

第11条 被申立者は、第9条の規定による通知を受けた場合において口頭審査を要求するときは、その日から5日以内に、別記様式第4号の口頭審査要求書を委員長に提出しなければならない。

(口頭審査手続)

第12条 委員長は、前条に規定する口頭審査の要求を受けたときは、審査の期日及び場所を、その日の1週間前までに、別記様式第5号の口頭審査通知書により被申立者に通知しなければならない。

2 被申立者は、当該事案について、審査の期日3日前までに、委員長に対し、証人の尋問に関し必要な措置を求め、及び証拠を提出することができる。

3 委員長は、必要があるときは、所属長その他の関係者を委員会の口頭審査に出席させて、当該事案について説明を求めることができる。

(書面審査への移行)

第13条 委員長は、口頭審査の要求をした被申立者が正当な理由なくその期日に出席しないときは、審査を書面により行うことができる。

(排斥)

第14条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する分限処分の審査に関与することができない。

(持ち回り審査)

第15条 第10条第1項に規定する書面審査による場合において、委員長が委員会を開催する必要がないと認めたときは、持ち回りによる審査（以下「持ち回り審査」という。）をもって、委員会の決定とすることができる。

2 持ち回り審査を行う場合は、委員長及び委員を合わせて過半数の審査を経なければならない。

3 第10条第3項及び前条の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、第10条第3項中「審査を行った委員」とあるのは、「審査を経た委員」と読み替えるものとする。

(委員会の答申)

第16条 委員会は、事案の審査を終えたときは、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、別記様式第6号の答申書によりこれを本部長に答申しなければならない。

第5章 分限処分の手続

(分限処分)

第17条 本部長は、前条の答申があった場合において、分限処分の必要があると認めるとき及び起訴休職を行う必要があると認めるときは、その処分を行うものとする。

2 前項の処分は、処分を受けるべき者に対し、別記様式第7号の分限処分書及び別記様式第8号の処分説明書を交付して行うものとする。

3 前項の場合において、その処分を受けるべき者の所在が明らかでないときは、処分を受けるべき者の所属、階級及び氏名並びに処分の種別及び内容を、長崎県公報に登載するものとする。この場合においては、その日から起算して14日を経過した日に前項の書面が交付されたものとみなす。

4 第2項の書面交付に際して、処分を受けるべき者がその受領を拒んだときは、その時にその交付があったものとみなす。

5 本部長は、職員が法第28条第4項に規定する失職に至ったときは、別記様式第9号の失職通知書を交付するものとする。

(復職等の手続)

第18条 所属長は、所属職員の休職事由が消滅したと認めるときは、その事実を認定し得

る資料を添えて、速やかに本部長に復職の申立てをしなければならない。ただし、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第4項に定める期間を経過した場合を除く。

（分限簿）

第19条 警務課長は、別記様式第10号の分限簿を備え付け、前条に規定する分限処分があった都度、必要事項を記載するものとする。

（分限手続の特例）

第20条 法第28条第2項第1号に該当する職員が休職処分を承諾している場合の手続は、別に定める。

附 則（平成15年長崎県警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成15年12月10日から施行する。

附 則（平成17年長崎県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年長崎県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。